

【注意一本サンプルは、あくまで一例であって、参照のみを目的としたものであり、必ずしも個別の取引事案に対応するものではありません。また、個別の条文の内容を推奨するものではありません。個別の条文の内容については、報告書本文を参照の上、ご検討ください。個別の事案については、資格を有する弁護士に相談してください。本サンプルの使用に関して、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び本サンプルの作成に関わった各協力先は一切の責任を負いません。】

職務創作に関する契約書

使用者： _____（名称及び住所） _____

従業者： _____（氏名及び住所） _____

1. 従業者は、従業者が使用者との雇用契約の下で創作した発明（以下「職務発明」という。）又は創作した工業意匠（以下「職務意匠」という。）の登録を受ける権利は、使用者に帰属することを確認する。従業者は、使用者が、支障なく職務発明及び/又は職務意匠を使用者の名前で登録するにあたって必要となる一切の書類を完成させ、かつ、登録するにあたって必要となる一切の行為をする。
2. 従業者は、全ての職務発明又は職務意匠に対する報酬は、使用者が従業者に対して支払う給与又は報酬等に既に含まれていることを確認し、別途ベトナム知的財産法第 122 条第 3 項及び同法 135 条に基づいて、使用者に対して報酬請求をすることができないことを確認する。
3. 従業者は、従業者が使用者との雇用契約の下で創作した著作物（以下「職務著作物」という。）について、次の権利は、創作と同時に使用者に帰属することを確認し、使用者に対して別途報酬の請求をすることができないことを確認する。
 - (i) 著作物を公表し又は他人にそうすることを委任すること
 - (ii) 二次的著作物を創作すること
 - (iii) 著作物を公衆に実演すること
 - (iv) 著作物を複製すること
 - (v) 著作物の原本又は写しを公衆に頒布すること
 - (vi) 著作物を公衆送信すること
 - (v) 映画の著作物又はコンピュータ・プログラム等の職務著作物の原本又は写しを貸し渡すこと

従業者は、適用のある法律によって認められる限り、職務著作物について、次の権利の行使をしないことを合意する。

- (i) 著作物を命名すること
 - (ii) 実名又は筆名を著作物に入れること、またその者の著作物が公表され又は使用されるときに、その者の実名又は筆名を掲載させること
 - (iii) その者の著作物の完全性を保護すること、また何らかの改作、損傷、歪曲又は何らかの形態でのその他の変更に変更を唱えること
4. 本契約は、日本語及びベトナム語で作成される。二つの言語の間で齟齬が生じた場合は、日本語版が優先する。
5. 本契約は、本契約の両当事者並びにその承継人及び譲受人を拘束し、かつ、これらの者の利益のために効力を生じる。本契約は、本契約の両当事者の間のその他の契約又は業務上の関係の満了、終了又は解約の後も存続する。本契約は、本契約の主題に関する当事者らの間の完全合意をなすものである。本契約の一方当事者が他方当事者に対して本契約のいずれかの規定の履行を強制しない場合であっても、当該規定又はその他の規定を放棄したものはみなされない。当事者らは、本契約を、本契約の当事者らによる書面上の合意による場合を除き、修正することはできない。

6. 本契約又はその履行に起因し、又は関連して生じる紛争は、ベトナムにおいて管轄権を有する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。訴訟手続中においても、各当事者は、引き続き、本契約に定める自己の義務の全てを履行する義務を負う。本契約の構成並びに本契約の有効性、解釈及び履行並びにかかる紛争の解決は、ベトナムの関連法規に準拠する。

本契約に署名することにより、当事者らは、上記の条項を遵守することに同意する。

使用者

従業者

署名

署名

(代表者の楷書署名)

社印：

日付：